## 山元町復興推進計画

平成 26 年 10 月 14 日 宮城県山元町

1. 計画の区域 山元町全域

## 2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、本町では震度 6 強を観測し、その後、発生した津波により、町域の 37.2% (24 k m²) が浸水し、町全体の人口の 3.8%にあたる 635 人の尊い命が奪われた。

また、町内 245 か所において道路が崩壊等し、鉄道は J R 常磐線山下駅・坂元駅の 2 駅及び山下駅以南の線路が約 8.5 k mにわたって流失するなど、インフラにも甚大な被害をもたらした。これにより、町内の 40%近くの事業所が全壊・流失等の被害を受け、製造業の製造品出荷額は約 30%減少した。

さらに、生活や雇用の場が失われたこと、鉄道の不通などにより仙台都市圏のベッドタウンとしての機能を果たせなくなったことなどを背景に、震災前から深刻化していた人口流出に拍車がかかり、震災後3年間の人口減少率は宮城県内では2番目の21.2%となっており、本町の経済情勢は非常に厳しい状況に直面している。

このような情勢を踏まえ、地域生活基盤の復旧を進め、町民生活に安定をもたらし本町経済の迅速な復興を実現するため、本町の中核的産業を担う立地企業の製造設備の増強に向けた投資を支援することにより地域経済の活性化と雇用機会の創出を図ることを目標とする。

- 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容 立地企業の体力強化を図ることによって、雇用機会の創出及び町民生活の安定 並びに地域経済の活性化を促進するため、当町製造業における年間出荷額の 56.8%を占める中核的産業である非鉄金属製造業について、立地企業の設備投 資等を支援する。
- 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進 事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置 の内容

「復興特区支援貸付事業」

## ① 事業の内容

本町に立地する岩機ダイカスト工業株式会社(以下「対象事業者」という。)が、本町鷲足において、生産設備の増設を行うために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本町の非鉄金属製造業は、町内の製造業の年間出荷額、従業者数ともに 第1位の中核的な産業である。

また、本事業は、非鉄金属製造業の製造品出荷額の81.6%、従業者数の84.1%を占めることとなる対象事業者が実施するものであり、今般の工場新設により、さらに6人の新規雇用を見込んでいる。加えて、設備投資額の規模も本事業者の年間の減価償却費を上回っており、本町の非鉄金属製造業の増強に果たす役割は大きいものとなっている。

これらに鑑みると、本事業は、雇用機会を創出するものであると考えられ、当町における被災者の生活再建に大いに寄与するものである。また、本事業により、雇用創出と地域経済活性化という効果がもたらされた場合、当町の人口流出に歯止めがかかり、定住促進にもつながるなど、計画の目標に掲げた「地域経済の活性化と雇用機会の創出を図ること」を達成する上で必要かつ有効な事業であり、目標の達成に大きく寄与するものである。

- ③ 施行規則第2条に規定する該当事業 施行規則第2条第6号
- ④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名 株式会社日本政策投資銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社七 十七銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社足利銀行
- ⑤ 特別の措置

当事業を実施する者に対して必要な資金(3億円以上)を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給(法第44条の規定に基づく措置)

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

金属粉末射出成形法 (MIM) の設備増設を行う対象事業者は、本町の非鉄金 属製品製造業における代表的な企業であり、その売上高は本町に事業所を有す る製造業の事業者全体の中でもトップクラスとなっている。

当該計画の実施により、加工システムの生産能力が向上し、従来では困難なコンパクトで複雑な形状の部品を、高精度・高密度で量産することが可能とな

り、その結果、関連する産業の活性化が図られ、地域産業の核としての重要性が増すことが期待される。

これらの効果は、本町における復興の円滑かつ迅速な推進と、雇用機会の創出及び地域経済の活力再生に十分寄与するものである。

## 6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取した。 また、山元町、宮城県、株式会社日本政策投資銀行、株式会社三菱東京UF J銀行、株式会社七十七銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社足利銀行、 対象事業者を構成員とする山元町復興推進協議会(地域協議会)において、法 第4条第6項に基づく協議を行った。